



平成 28 年 5 月 23 日

各 位

上場会社名 株式会社アルプス物流
代表者名 代表取締役社長 白居 賢
(コード番号 9055 東証第 2 部)
問合せ先 理事 財務部長 荒川 信一
(TEL 045-532-1982)

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 28 年 5 月 23 日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を平成 28 年 6 月 21 日開催予定の第 52 回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 提案の理由

(1) 2015 年 5 月 1 日施行の「会社法の一部を改正する法律」(2014 年法律第 90 号)により創設された「監査等委員会設置会社」への移行に関する変更

- ① 当社では、監査等委員会設置会社への移行によって、社外取締役による業務執行の監督機能を充実し、モニタリング機能を強化することで、一層のガバナンス及び企業価値の向上が図れるものと判断いたしました。つきましては、監査役会設置会社から監査等委員会設置会社に移行することにいたしたく、監査等委員会及び監査等委員である取締役に関する規定の新設並びに監査役及び監査役会に関する規定の削除、その他所要の変更等を行うものであります。(定款変更案 第 4 条、第 17 条～第 21 条、第 24 条、第 28 条、第 30 条～第 32 条)
- ② 監査等委員会設置会社への移行に伴い、取締役会の決議により、重要な業務執行(会社法第 399 条の 13 第 5 項各号に掲げる事項を除く。)の決定の全部又は一部を取締役に委任することができる規定を新設するものであります。(定款変更案 25 条)
- ③ 前述の会社法改正に伴い、責任限定契約を締結できる取締役の範囲が変更となったため、その期待される役割を十分に発揮できるよう、業務執行取締役等ではない取締役との間で責任限定契約を締結できることとするものであります。なお、本変更につきましては、監査役全員の同意を得ております。(定款変更案 第 29 条)

(2) 剰余金の配当等の決定機関に関する変更

機動的な配当政策や資本政策の遂行を可能とするため、剰余金の配当等の決定を、株主総会に加えて取締役会でもできることとするものであります。(定款変更案 第 34 条、第 35 条)

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線は変更部分を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;">第1章 総 則</p> <p>第1条～第3条 条文省略</p> <p>(機関)</p> <p>第4条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。</p> <p style="padding-left: 40px;">(1) 取締役会</p> <p style="padding-left: 40px;"><u>(2) 監査役</u></p> <p style="padding-left: 40px;"><u>(3) 監査役会</u></p> <p style="padding-left: 40px;"><u>(4) 会計監査人</u></p> <p>第5条 条文省略</p> <p style="text-align: center;">第2章 株 式</p> <p>第6条～第10条 条文省略</p> <p style="text-align: center;">第3章 株主総会</p> <p>第11条～第16条 条文省略</p> <p style="text-align: center;">第4章 取締役および取締役会</p> <p>(員数)</p> <p>第17条 当社の<u>取締役</u>は、15名以内とする。</p> <p>(新設)</p> <p>(選任方法)</p> <p>第18条 <u>取締役は</u>、株主総会において選任する。</p> <p>②～③ 条文省略</p>	<p style="text-align: center;">第1章 総 則</p> <p>第1条～第3条 現行どおり</p> <p>(機関)</p> <p>第4条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。</p> <p style="padding-left: 40px;">(1) 取締役会</p> <p style="padding-left: 40px;"><u>(2) 監査等委員会</u></p> <p style="padding-left: 40px;">(削除)</p> <p style="padding-left: 40px;"><u>(3) 会計監査人</u></p> <p>第5条 現行どおり</p> <p style="text-align: center;">第2章 株 式</p> <p>第6条～第10条 現行どおり</p> <p style="text-align: center;">第3章 株主総会</p> <p>第11条～第16条 現行どおり</p> <p style="text-align: center;">第4章 取締役および取締役会</p> <p>(員数)</p> <p>第17条 当社の<u>取締役</u> (<u>監査等委員である取締役を除く。</u>) は、15名以内とする。</p> <p style="padding-left: 40px;">② <u>当社の監査等委員である取締役は、5名以内とする。</u></p> <p>(選任方法)</p> <p>第18条 <u>取締役は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会において選任する。</u></p> <p>②～③ 現行どおり</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(新設)</p> <p>(任期)</p> <p>第 19 条 取締役の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p>	<p>④ <u>補欠の監査等委員である取締役の選任決議が効力を有する期間は、当該決議後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。</u></p> <p>(任期)</p> <p>第 19 条 <u>取締役(監査等委員である取締役を除く。)</u>の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p>
<p>(新設)</p>	<p>② <u>監査等委員である取締役の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p>
<p>(新設)</p>	<p>③ <u>任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。</u></p>
<p>(代表取締役)</p> <p>第 20 条 取締役会は、その決議によって、代表取締役を選定する。</p>	<p>(代表取締役)</p> <p>第 20 条 取締役会は、その決議によって、<u>取締役(監査等委員である取締役を除く。)</u>の中から、代表取締役を選定する。</p>
<p>(役付取締役)</p> <p>第 21 条 取締役会は、その決議によって、取締役会長、取締役社長各 1 名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を定めることができる。</p>	<p>(役付取締役)</p> <p>第 21 条 取締役会は、その決議によって、<u>取締役(監査等委員である取締役を除く。)</u>の中から、取締役会長、取締役社長各 1 名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を定めることができる。</p>
<p>第 22 条～第 23 条 条文省略</p>	<p>第 22 条～第 23 条 現行どおり</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(取締役会の招集通知)</p> <p>第 24 条 取締役会の招集通知は、<u>会日の 2 日前までに各取締役および各監査役</u>に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>② <u>取締役および監査役</u>の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。</p> <p>(新設)</p> <p>第 25 条～第 26 条 条文省略 (報酬等)</p> <p>第 27 条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益 (<u>以下、「報酬等」という。</u>) は、株主総会の決議によって定める。</p> <p>(社外取締役の責任限定契約)</p> <p>第 28 条 当会社は、会社法第 4 2 7 条第 1 項の規定により、<u>社外取締役</u>との間に、同法第 4 2 3 条第 1 項の賠償責任に関し、法令に定める額まで限定する契約を締結することができる。</p> <p>第 5 章 監査役および監査役会</p> <p>第 29 条～第 37 条 条文省略</p>	<p>(取締役会の招集通知)</p> <p>第 24 条 取締役会の招集通知は、<u>会日の 3 日前までに各取締役に</u>対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>② <u>取締役</u>の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。</p> <p>(重要な業務執行の決定の委任)</p> <p>第 25 条 <u>当会社は、会社法第 399 条の 13 第 6 項の規定により、取締役会の決議によって、重要な業務執行 (同条第 5 項各号に掲げる事項を除く。) の決定の全部または一部を取締役に委任することができる。</u></p> <p>第 26 条～第 27 条 現行どおり (報酬等)</p> <p>第 28 条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によって定める。</u></p> <p>(取締役の責任限定契約)</p> <p>第 29 条 当会社は、会社法第 4 2 7 条第 1 項の規定により、<u>取締役 (業務執行取締役等であるものを除く。)</u>との間に、同法第 4 2 3 条第 1 項の賠償責任に関し、法令に定める額まで限定する契約を締結することができる。</p> <p>第 5 章 監査等委員会</p> <p>(削除)</p>

現 行 定 款	変 更 案
(新設)	<u>(監査等委員会の招集通知)</u>
	第 30 条 <u>監査等委員会の招集通知は、会日の 3 日前までに各監査等委員に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</u>
	② <u>監査等委員の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査等委員会を開催することができる。</u>
(新設)	<u>(常勤の監査等委員)</u>
	第 31 条 <u>監査等委員会は、その決議により、常勤の監査等委員を選定することができる。</u>
(新設)	<u>(監査等委員会規則)</u>
	第 32 条 <u>監査等委員会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査等委員会において定める監査等委員会規則による。</u>
第 6 章 計 算	第 6 章 計 算
第 38 条 条文省略	第 33 条 現行どおり
第 39 条～第 40 条 条文省略	(削除)
(新設)	<u>(剰余金の配当等の決定機関)</u>
	第 34 条 <u>当社は、剰余金の配当等会社法第 459 条第 1 項各号に定める事項については、株主総会または取締役会の決議によって定める。</u>
(新設)	<u>(剰余金の配当の基準日)</u>
	第 35 条 <u>当社の期末配当の基準日は、毎年 3 月 31 日とする。</u> ② <u>当社の中間配当の基準日は、毎年 9 月 30 日とする。</u>
第 41 条 条文省略	第 36 条 現行どおり

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日

平成 28 年 6 月 21 日

定款変更の効力発生日

平成 28 年 6 月 21 日

以 上